

## 第四八回

### 参第一三号

公共企業体等の労働者の労働基本権の確保及び回復のために公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律（案）

#### 目次

第一章 労働関係に関する法律の改正（第一条）

第二章 公共企業体に関する法律の改正（第二条 第四条）

第三章 国営企業に関する法律等の改正（第五条 第十一条）

#### 附則

第一章 労働関係に関する法律の改正

（公共企業体等労働関係法の一部改正）

第一条 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章 総則」を削る。

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、公共企業体等の職員である労働者について、日本国憲法第二十八条に規定する団結権及び団体交渉権その他の団体行動権を保障する理念のもとに、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）と相まつて、これらの労働者に関する労働関係の公正な調整を図り、もつて公共企業体等の事業の正常な運営に寄与することを目的とする。

第二条第二項第一号中「及び日日雇い入れられる者」を削り、同項第二号中「国家公務員」の下に「であつて、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第四条又は第六条（給与その他の労働条件に関する権限の委任）の規定により主務大臣の委任を受けた者以外のもの」を加える。

第三条を次のように改める。

（関係者の責務）

第三条 公共企業体等の事業の重要性にかんがみ、公共企業体等における労働関係に関する手続に関与する者は、労働争議をできるだけ防止し、かつ、主張の不一致を友好的に調整するために、最大限の努力を尽くさなければならない。

「第二章 職員の組合」を削る。

第四条から第七条までを次のように改める。

（専従職員）

第四条 公共企業体等は、職員の加入している労働組合の申出により、職員が当該組合の役員又は事務員としてもつばら当該組合の事務に従事することを認めることができ

る。この場合において、公共企業体等は、当該職員に対して給与を支給してはならない。

「第三章 団体交渉等」を削る。

第八条から第十六条までを次のように改める。

（法律に抵触する協定）

第五条 公共企業体等が、その職員の給与その他の労働条件を定めた法律に抵触する内容を有する協定を締結したときは、政府は、その協定締結後十日以内に、その協定が法律に抵触しなくなるために必要な法律の改正又は廃止に係る法律案を国会に提出しなければならない。ただし、協定締結の日から起算して十日を経過した日に国会が閉会中であり若しくは衆議院が解散されているとき又は提出した法律案が会期中に議決に至らなかつた場合において閉会中もなお審査することに決しなかつたときは、次の国会召集後五日以内に提出しなければならない。

2 前項の協定は、それが法律に抵触しなくなるために必要な法律の改正又は廃止が行なわれたときは、その限度において、さかのぼつて、効力を生ずる。

3 公共企業体は、第一項の協定を締結したときは、ただちに、その旨を当該公共企業体を監督する主務大臣に報告しなければならない。

（命令その他の定めに抵触する協定）

第六条 内閣、公共企業体を監督する主務大臣その他の国の機関、公共企業体の総裁その他の機関及び第二条第一項第二号の企業の主務大臣その他の国の機関は、その定めた命令その他の定めであつて公共企業体等の職員の給与その他の労働条件を定めるものに抵触する内容を有する協定が締結されたときは、すみやかに、その協定が命令その他の定めに抵触しなくなるために必要な命令その他の定めの変更又は廃止の措置をとらなければならない。

2 前条第三項の規定は、公共企業体が前項の協定を締結した場合について準用する。

（予算上不可能な資金の支出を内容とする協定）

第七条 公共企業体等が、予算上不可能な資金の支出を内容とする協定を締結したときは、政府は、その協定締結後十日以内に、その協定を実施するために必要な補正予算を国会に提出しなければならない。ただし、協定締結の日から起算して十日を経過した日に国会が閉会中であり若しくは衆議院が解散されているとき又は提出した補正予算が会期中に議決に至らなかつた場合において閉会中もなお審査することに決しなかつたときは、次の国会召集後五日以内に提出しなければならない。

2 公共企業体は、前項の協定を締結したときは、ただちに、その協定を実施するために必要な補正予算を公共企業体を監督する主務大臣に提出しなければならない。

（仲裁裁定に関する準用規定）

第八条 第五条から前条までの規定は、公共企業体等労働委員会又は労働委員会の仲裁裁定が、職員の給与その他の労働条件を定めた法律に抵触する内容を有する場合、職

員の給与その他の労働条件を定めた命令その他の定めと抵触する内容を有する場合又は当該公共企業体等の予算上不可能な資金の支出を内容とする場合について、それぞれ準用する。

第四章を削る。

「第五章 公共企業体等労働委員会」を削る。

第十九条を次のように改める。

(公共企業体等労働委員会の設置)

第九条 労働省に、公共企業体等労働委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、公共企業体等中央労働委員会(以下「中央委員会」という。)及び公共企業体等地方労働委員会(以下「地方委員会」という。)とする。

3 地方委員会の位置、名称及び管轄区域は、中央委員会の意見をきいて、政令で定める。

(委員会の権限)

第十条 委員会は、職員又はその労働組合(以下「組合」という。)に関し、第二十条、労働組合法第五条第一項(組合の資格審査)及び第十一条第一項(組合の証明)並びに労働関係調整法第四十二条(処罰請求)の規定によるもののほか、労働争議のあつせん、調停及び仲裁をする権限を有する。

2 中央委員会は、前項の規定によるもののほか、第十九条及び労働関係調整法第三十五条の二から第三十五条の四まで(緊急調整)の規定による事務を行なう権限を有する。中央委員会は、二以上の地方委員会の管轄区域にわたり、又は全国的に重要な問題に係る事件のあつせん、調停、仲裁及び処分について、優先して管轄する。

3 中央委員会は、第二十条及び労働組合法第五条第一項の規定に基づく地方委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立てを却下することができる。この再審査は、地方委員会の処分の当事者のいずれか一方の申立てに基づいて、又は職権で、行なうものとする。

4 第一項及び第二項前段に掲げる事項の処理に関する委員会と労働委員会との権限の調整並びに委員会と労働委員会との間の交渉に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十条第一項中「委員会」を「中央委員会」に改め、「五人」及び「三人」を削り、「(以下「労働者委員」という。)」の下に「各五人」を加え、同条第二項及び第三項中「意見をきいて」を「それぞれの過半数の同意を得て」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十一条とする。

7 第一項、第二項及び前二項の規定は、地方委員会について準用する。この場合において、第一項中「中央委員会」とあるのは「地方委員会」と、「各五人」とあるのは「各三人」と、第二項中「労働大臣が使用者委員及び労働者委員のそれぞれの過半数の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院」とあるのは「使用者委員及び労働者委員のそれぞれの過半数」と、「内閣総理大臣」とある

のは「労働大臣」と読み替えるものとする。

第二十一条を第十二条とし、第二十二条を第十三条とする。

第二十三条第一項第二号中「内閣総理大臣の」を「中央委員会の公益委員にあつては内閣総理大臣の、地方委員会の公益委員にあつては労働大臣の」に改め、同条を第十四条とする。

第二十四条第一項中「委員」を「中央委員会の委員」に、「第二十一条」を「第十二条」に改め、同条第二項及び第三項中「委員会」を「中央委員会」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

6 前五項の規定は、地方委員会の委員について準用する。この場合において、第一項中「中央委員会」とあるのは「地方委員会」と、第二項中「公益委員にあつては両議院の同意を得て、使用者委員又は労働者委員にあつては中央委員会の同意を得て」とあるのは「地方委員会の同意を得て」と、第二項から前項までの規定中「内閣総理大臣」とあるのは「労働大臣」と、第三項中「中央委員会」とあるのは「地方委員会」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「委員」と、第五項中「両議院」とあるのは「地方委員会」と読み替えるものとする。

第二十五条を第十六条とする。

第二十五条の二第二項を削り、同条第三項中「事務局に、」の下に「中央委員会にあつては、」を、「職員」の下に「、地方委員会にあつては、事務局長その他の職員」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第十七条とする。

第二十五条の三第一項を次のように改める。

第二十条、労働組合法第五条第一項（組合の資格審査）、第十一条第一項（組合の証明）及び労働関係調整法第四十二条（処罰請求）の規定による事務の処理には、公益委員のみが参与する。ただし、第二十条の規定による審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

第二十五条の三第二項中「公共企業体等の」を削り、同条を第十八条とする。

第二十五条の四を次のように改める。

（規則制定権）

第十九条 この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、中央委員会は、その行なう手続及び地方委員会が行なう手続その他事務処理に関し必要な事項について、公共企業体等中央労働委員会規則を定めることができる。

第二十五条の五第一項中「第七条の規定に違反する旨の申立」を「第七条は（不当労働行為）の規定に違反した旨の申立て」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 労働組合法第二十七条（労働委員会の命令等）の規定は、前項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同条第一項から第四項まで、第八項及び第九項中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、同条第一項及び第四項中「前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則」とあるのは「公共企業

体等中央労働委員会規則」と、同条第五項中「第二十五条」とあるのは「公共企業体等労働関係法第十条第三項」と、同条第五項から第七項まで及び第十項から第十二項までの規定中「中央労働委員会」とあるのは「公共企業体等中央労働委員会」と、同条第五項、第六項及び第十項中「地方労働委員会」とあるのは「公共企業体等地方労働委員会」と読み替えるものとする。

第二十五条の五中第三項から第五項までを削り、同条を第二十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(会長による調停委員の委嘱)

第二十一条 委員会の会長は、必要があると認めるときは、労働関係調整法第二十一条(調停委員の指名)の規定にかかわらず、同法第十条(あつせん員名簿)の規定によるあつせん員名簿に記載されている者のうちから、調停委員を委嘱することができる。

2 労働関係調整法第十四条の二(費用弁償)の規定は、前項の調停委員について準用する。

(報告及び指示)

第二十二条 委員会は、調停委員会に、その行なう事務に関し報告をさせ、又は必要な指示をすることができる。

第二十五条の六第一項中「第二十三条まで、第二十九条及び第三十条」を「第二十三条まで(会議、強制権限及び秘密を守る義務)、第二十七条の二(費用弁償)及び第二十九条は(罰則)」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十五条の七を第二十四条とする。

「第六章 あつせん、調停及び仲裁」を削る。

第二十六条から第三十七条までを次のように改める。

(苦情処理)

第二十五条 公共企業体等及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、公共企業体等を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2 苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。

(労働組合法及び労働関係調整法の読替規定)

第二十六条 職員の労働関係に関する労働組合法の適用については、同法(第四章を除く。)の規定中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会又は労働委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第五条第一項	この法律	この法律(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)を含む。)

第七条第四号	中央労働委員会	公共企業体等中央労働委員会又は中央労働委員会
	第二十七条第四項	第二十七条第四項（公共企業体等労働関係法第二十条第二項において準用する場合を含む。）

- 2 職員の労働関係に関する労働関係調整法の適用については、同法の規定中「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会又は労働委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、その下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第十七条 第二十九条	労働組合法第二十条	公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第十条第一項又は労働組合法第二十条
第二十一条 第三十一条の二 第三十一条の五	委員又は特別調整委員	委員又はこれを代表する委員若しくは特別調整委員
第三十五条の二第二項 及び第三項 第三十五条の三第一項 及び第二項 第三十五条の四	中央労働委員会	公共企業体等中央労働委員会又は中央労働委員会

（労働組合法の適用除外）

第二十七条 労働組合法第十八条（地域的の一般的拘束力） 第二十八条及び第三十条から第三十二条まで（罰則）の規定は、職員の労働関係に関しては適用しない。

「第七章 雑則」を削る。

第三十八条第二項を削り、同条を第二十八条とする。

第三十九条を削る。

第四十条第一項中「（第四条第一項但書に規定する者を除く。）」を削り、「第一百一条第三項」の下に「、第一百二条」を加え、同条第二項中「第七条」を「第四条」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項、第二項及び前項前段」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加え、同条を第二十九条とする。

- 3 国家公務員法中職員の任免に係る規定は、第二条第一項第二号の企業の主務大臣又はその委任を受けた者が労働組合法第七条第一号ただし書に規定する労働協約を締結することを妨げるものではない。日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）及び日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）中職員の任免に係る規定についても、同様とする。

## 第二章 公共企業体に関する法律の改正

(日本国有鉄道法の一部改正)

第二条 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「並びに国家公務員」を削る。

第三十二条第二項ただし書中「第七条」を「第四条」に改める。

第三十九条の四第五号を次のように改める。

五 第四十四条第二項の給与の支給に関する事項

第三十九条の六第一項中「災害の復旧その他」を削る。

第三十九条の十四に次の一項を加える。

3 前項の指定は、職員に対して支給する給与に要する各経費の金額の彼此流用又は第四十四条第二項の節減に係る経費の金額の給与に要する経費への流用を制限することを目的としては、することができない。

第四十四条の見出しを「(給与準則等)」に改め、同条第一項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 日本国有鉄道の予算においては、能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を特別の給与として支給することができるように配慮するものとする。

(日本電信電話公社法の一部改正)

第三条 日本電信電公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「国家公務員及び」を削る。

第三十四条第二項ただし書中「第七条」を「第四条」に改める。

第四十三条中第五号を次のように改め、第六号を削り、第七号を第六号とする。

五 第七十二条第二項の給与の支給に関する事項

第四十五条中「災害の復旧その他避けることができない事由」を「予見することができない事由」に改める。

第五十三条に次の一項を加える。

3 前項の指定は、職員に対して支給する給与に要する各経費の金額の彼此流用又は七十二條第二項の節減に係る経費の金額の給与に要する経費への流用を制限することを目的としては、することができない。

七十二條を次のように改める。

(給与準則等)

七十二條 公社は、その職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。

2 公社の予算においては、能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する

金額を特別の給与として支給することができるように配慮するものとする。

(日本専売公社法の一部改正)

第四条 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「並びに国家公務員」を削る。

第二十三条第五項中「第四十三条の二十一」を「第四十三条の二十二第一項」に改める。

第二十五条第二項中「第七条」を「第四条」に改める。

第三十四条の四第二号中「第四十三条の二」を「第四十三条の二第一項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 第四十三条の二十二第二項の給与の支給に関する事項

第三十六条第一項中「災害の復旧その他」を削る。

第四十三条の二に次の一項を加える。

2 前項の指定は、職員に対して支給する給与に要する各経費の金額の彼此流用又は第四十三条の二十二第二項の節減に係る経費の金額の給与に要する経費への流用を制限することを目的としては、することができない。

第四十三条の二十二の見出しを「(給与準則等)」に改め、同条第一項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 公社の予算においては、能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を特別の給与として支給することができるように配慮するものとする。

第三章 国営企業に関する法律等の改正

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第五条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(予算の弾力性)

第二十二条の二 この会計の予算には、郵政事業を企業的に運営することができるように、需要の増加、経済事情の変動その他予測することができない事態に应付することができる弾力性を与えるものとする。

第二十五条を次のように改める。

(給与経費の移流用)

第二十五条 この会計においては、給与に要する経費の金額については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十三条第一項又は第二項の規定にかかわらず、各項目の間において彼此移用し、又は各目の間において彼此流用することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により移用し、又は流用したときは、その旨を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。



3 第一項の規定により移用し、又は流用した経費の金額については、歳入歳出決定計算書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

( 国有林野事業特別会計法の一部改正 )

第六条 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の一条を加える。

第十条の三 この会計の予算には、国有林野事業を企業的に運営することができるように、需要の増加、経済事情の変動その他予測することができない事態に应付することができる弾力性を与えるものとする。

第十一条の二を第十一条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の四 この会計においては、業務の運営に要する経費に充てるためにする予備費の使用は、財政法第三十五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、農林大臣が決定することができる。

農林大臣は、前項の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、大蔵大臣及び会計検査院に送付しなければならない。

第一項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費については、財政法第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 この会計においては、給与に要する経費の金額については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十三条第一項又は第二項の規定にかかわらず、各項の間において彼此移用し、又は各目の間において彼此流用することができる。

農林大臣は、前項の規定により移用し、又は流用したときは、その旨を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第一項の規定により移用し、又は流用した経費の金額については、歳入歳出決定計算書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

( 印刷局特別会計法の一部改正 )

第七条 印刷局特別会計法(昭和二十二年法律三十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 この会計の予算には、印刷局の事業を企業的に運営することができるように、需要の増加、経済事情の変動その他予測することができない事態に应付することができる弾力性を与えるものとする。

第十条の次に次の二条を加える。

第十条の二 この会計においては、給与に要する経費の金額については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十三条第一項又は第二項の規定にかかわらず、各項の間において彼此移用し、又は各目の間において彼此流用することができる。

大蔵大臣は、前項の規定により移用し、又は流用したときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

第一項の規定により移用し、又は流用した経費の金額については、歳入歳出決定計算書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

第十条の三 この会計においては、業務の運営に要する経費に充てるためにする予備費の使用は、財政法第三十五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、大蔵大臣が決定することができる。

大蔵大臣は、前項の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、会計検査院に送付しなければならない。

第一項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費については、財政法第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(造幣局特別会計法の一部改正)

第八条 造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第二十二条 第二十四条)」を「(第二十二条 第二十四条の三)」に改める。  
第二十三条の次に次の一条を加える。

(予算の弾力性)

第二十三条の二 この会計の予算には、造幣局の事業を企業的に運営することができるように、需要の増加、経済事情の変動その他予測することができない事態に应付することができる弾力性を与えるものとする。

第四章中第二十四条の次に次の二条を加える。

(給与経費の移流用)

第二十四条の二 この会計においては、給与に要する経費の金額については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十三条第一項又は第二項の規定にかかわらず、各項の間において彼此移用し、又は各目の間において彼此流用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により移用し、又は流用したときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により移用し、又は流用した経費の金額については、歳入歳出決定計算書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

(予備費の使用)

第二十四条の三 この会計においては、業務の運営に要する経費に充てるためにする予備費の使用は、財政法第三十五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、大蔵大臣が決定することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、会計検査院に送付しなければならない。

3 第一項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費については、財政法第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

第二十五条中「(昭和二十二年法律第三十四号)」を削る。

(アルコール専売事業特別会計法の一部改正)

第九条 アルコール専売事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 この会計の予算には、アルコール専売事業を企業的に運営することができるように、需要の増加、経済事情の変動その他予測することができない事態に応ずることができる弾力性を与えるものとする。

第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条の二 この会計においては、給与に要する経費の金額については、財政法第三十三条第一項又は第二項の規定にかかわらず、各項の間において彼此移用し、又は各目の間において彼此流用することができる。

通商産業大臣は、前項の規定により移用し、又は流用したときは、その旨を大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第一項の規定により移用し、又は流用した経費の金額については、歳入歳出決定計算書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

第十一条の三 この会計においては、業務の運営に要する経費に充てるためにする予備費の使用は、財政法第三十五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、通商産業大臣が決定することができる。

通商産業大臣は、前項の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、大蔵大臣及び会計検査院に送付しなければならない。

第一項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費については、財政法第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第十条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「管理又は監督の地位にある者のうち政令で定める官職にあるもの」を「第四条又は第六条の規定により主務大臣の委任を受けた者」に改める。

第三条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員及び」を削る。

第五条を次のように改める。

(特別給与)

第五条 国の経営する企業においては、能率の向上により、収入が予定より増加し、又は経費を予定より節減した場合において、その収入の増加額又は経費の節減額の一部に相当する金額を特別の給与として支給することができるように配慮するものとする。

第六条第二項を削る。

第七条第一項第一号中「(第一項前段を除く。)」を削る。

(公職選挙法の一部改正)

第十一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一項第二号の企業に勤務する一般職に属する国家公務員で、政令で指定するもの。

第八十九条第三項中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第六号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(中央委員会の委員に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の公共企業体等労働関係法(以下「旧法」という。)第二十条の規定により任命された公益を代表する委員、公共企業体等を代表する委員及び職員を代表する委員は、別に辞令が発せられないときは、この法律による改正後の公共企業体等労働関係法(以下「新法」という。)第十一条の規定にかかわらず、この法律の施行の日に、新法の規定に基づく公共企業体等中央委員会(以下「中央委員会」という。)のそれぞれの委員に任命されたものとみなす。

(事務局の職員に関する経過措置)

3 この法律の施行の際現に旧法の規定に基づく公共企業体等労働委員会の事務局の局長その他の職員である者は、別に辞令が発せられないときは、この法律の施行の日に、新法の規定に基づく中央委員会の事務局の職員に任命されたものとみなす。

(法人である労働組合に関する経過措置)

4 この法律の施行の際現に新法第二条第二項の職員が組織する労働組合であつて、法人であるものは、新法及び労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の規定による法人である労働組合とみなす。

(不当労働行為に関する経過措置)

5 この法律の施行の際現に旧法第二十五条の五の規定により公共企業体等労働委員会に係属している事件は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政令で定めるところにより、関係当事者から中央委員会に対して申出があつたときは、新法第二十条の規定により中央委員会に係属したものとみなす。

6 新法第二十条の規定による申立ては、この法律の施行前二月以内に公共企業体等がした労働組合法第七条(不当労働行為)の規定に違反する行為(継続する行為であつて、

この法律の施行前二月以内に終了したものを含む。)であつて、前項に規定するもの以外のものについても、することができる。

- 7 前項の規定による申立ては、この法律の施行の日から起算して一年以内にしなければならない。

(あつせん、調停及び仲裁に関する経過措置)

- 8 この法律の施行の際現に旧法の規定により公共企業体等労働委員会に係属しているあつせん、調停又は仲裁に係る事件は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して一月以内にその紛争の関係当事者の一方から新法の規定による中央委員会又は公共企業体等地方労働委員会に対して申出があつたときは、新法及び労働組合法の規定により係属したものとみなす。

(争議行為禁止の解除等に関する経過措置)

- 9 この法律の施行前に旧法第十七条又は国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百二条第一項の規定に違反する行為をしたことの故をもつて解雇その他の不利益な取扱いをされた者については、当該行為がこの法律の施行後においては労働組合の正当な行為とされるものに該当していたものであり、かつ、この法律の施行の日(この法律の施行の日から一月以内の日を含む。)において当該取扱いについて紛争が生じている場合に限り、その者は、労働組合の正当な行為をしたことの故をもつて不利益な取扱いをされたものとみなす。

(昭和四十年政府関係機関予算における指定経費の流用に関する経過措置)

- 10 昭和四十年政府関係機関予算において次の表の上欄に掲げる条項の規定に基づき指定した経費の金額に係る流用であつて、同表の下欄に掲げる条項に規定する流用に該当するものについては、この法律の施行後は、主務大臣の承認を要しないものとする。

改正前の日本国有鉄道法第三十九条の十四第二項	改正後の日本国有鉄道法第三十九条の十四第三項
改正前の日本電信電話公社法第五十三条第二項	改正後の日本電信電話公社法第五十三条第三項
改正前の日本専売公社法第四十三条の二	改正後の日本専売公社法第四十三条の二第二項

(郵政省設置法の一部改正)

- 11 郵政省設置法(昭和三十二年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第六条第一項中第十二号の三を削り、第十二号の四を第十二号の三とし、第十二号の五を第十二号の四とする。

第十条の三中第九号を削り、第十号を第九号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第十二条第二項及び第四項中「第十二号の二から第十二号の四まで」を「第十二号の二及び第十二号の三」に改める。

第二十一条第四項中「第十二号の五」を「第十二号の四」に改める。

(農林省設置法の一部改正)

- 12 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。  
(運輸省設置法の一部改正)

- 13 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十九号中「(以下「船員労働委員会」という。)」の下に「又は公共企業体等労働委員会」を加え、同項第三十一号を削り、同項第三十二号を同項第三十一号とし、同項第三十三号を同項第三十二号とし、同項第三十三号の二を同項第三十三号とする。

第二十七条第一項中第三号を削り、第二号の三を第三号とする。

(労働省設置法の一都改正)

- 14 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「労働委員会」の下に「又は公共企業体等労働委員会」を加える。

第四条中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、以下第十九号の四までを順次一号ずつ繰り上げる。

第七条第一号中「及び労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)」を「、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)及び公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、労働委員会又は公共企業体等労働委員会の権限に属する事項を除く。

第七条第二号中「公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)及び」及び「及び労働省」を削る。

第二十条第二項中「労働関係調整法(これに基く命令を含む。)」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三項中「(これに基く命令を含む。以下同じ。)」を「(これに基づく命令を含む。)」及び労働関係調整法」に改める。

## 理 由

公共企業体等の労働者に対する団結権、団体交渉権その他の団体行動権の保障を一般の労働者と同等なものとするため、これらの権利に関する特殊な制限及び禁止を解除し、労働争議の調停及び仲裁の開始に関する特例を廃止し、また、公共企業体等労働委員会につき中央、地方を通ずる組織の整備等を行なうとともに、公共企業体等とその労働者の締結する協定及びこれらの者に係る仲裁裁定の円滑な実施を図るための措置その他公共企業体等が団体交渉に対処するに当たり制約となる制度を緩和する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約一千万円の見込みである。